

広報とよあけ広告掲載基準

この基準は、広報とよあけ広告掲載取扱要綱第 2 条に規定する広告の範囲の詳細として定めるものであり、この基準に照らして、掲載の可否の判断を行うものとする。

第 2 条関係

(規制業種又は事業者等)

1 次の業種又は業者の広告は掲載しない。

(1) 風俗営業類似の業種

(2) 通信販売及び訪問販売に類しうるもの

(3) ギャンブルに係わるもの

(4) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や業者

(5) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設

(6) 民事再生法及び会社更生法による再生更生手続き中の業者

(7) 介護保険法に関するサービス、その他高齢者福祉サービス等について、過去 1 年以内に改善命令を受けた事業者

(8) 市区町村民税を滞納している者

(掲載基準)

2 次のいずれかに該当する広告は掲載しない。

(1) 人権侵害、名誉毀損、各種差別的なもの

(2) 法律で禁止されている商品及び無認可商品、粗悪品などの不適切な商品並びにサービスを提供するもの

(3) 他を誹謗、中傷又は排斥するもの

(4) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの

(5) 市の広告掲載事業の円滑な運営に支障をきたすもの

(6) 宗教団体等による布教推進を主目的とするもの

(7) 非科学又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えるおそれのあるもの

(8) 社会的に適切でないもの

- (9) 国内世論が大きく分かれているもの
 - (10) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
 - (11) 出資者、出資金を募集するもの
 - (12) クーポンとして使用できるもの
- (表示基準)

3 表示内容について、以下の点に留意しなければならない。

- (1) 肖像権及び著作権を無断使用しないこと
- (2) 当該広告に係る法令及び業界の自主規制による広告表示基準を遵守すること
- (3) 市又は国等が推奨していると誤解させるような表現をしないこと
- (4) 暴力、賭博、麻薬及び売春などの行為を容認するような表現をしないこと
- (5) 利用者に有利・優位を誤解させるような表現をしないこと
- (6) 荒唐無稽な表現をしないこと
- (7) 会社名、商品名を著しく繰り返す表現をしないこと
- (8) 広告主の名称、所在地及び連絡先を原則明示すること(携帯電話、P H S のみは不可)